

第 15 号議案

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 16 年 2 月 23 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年足立区条例第
1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「公職選挙法」の次に「（昭和 25 年法律第 100
号）」を加える。

別表中

投票管理者	投票所の投票 管理者	期日前投票 所の投票管 理者
2万円	2万円	1万8,000円
2万円	2万円	1万8,000円
2万円	2万円	1万8,000円

を に、

を に改め、

投票立会人	投票所の投票 立会人	期日前投票 所の投票立 会人
1万5,000円	1万5,000円	1万3,000円
1万5,000円	1万5,000円	1万3,000円
1万5,000円	1万5,000円	1万3,000円

同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 投票所の投票立会人のうち、立会時間が投票時間の2分の1である者の報酬の額は、この表の額にかかわらず、7,500円とする。
- 2 期日前投票所の投票立会人のうち、立会時間が投票時間の2分の1である者の報酬の額は、この表の額にかかわらず、6,500円とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

公職選挙法の改正に伴い、期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬の額を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。